

# 環境省による環境金融施策について



環境省 大臣官房 環境経済課 課長補佐 泉 晋

環境省は、「お金の流れ」で未来を変えるとの視点から、サステナブル社会・経済の構築に向けて環境に配慮した金融の普及・啓発に取り組んでいる。パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針に基づき策定された「地球温暖化対策計画」においても、グリーン経済を形成していくための取組として、金融のグリーン化推進が明記されている。

このいわゆる「環境金融」は、環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資と、企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資に、概ね分けることができる。本稿では、かかる投融資の拡大に向けて環境省が取り組んでいる主な環境金融施策の概要を紹介する。

まず、「環境負荷を低減させる事業に資金が直接使われる投融資」を拡大すべく取り組んでいる施策としては、以下の2つが挙げられる。

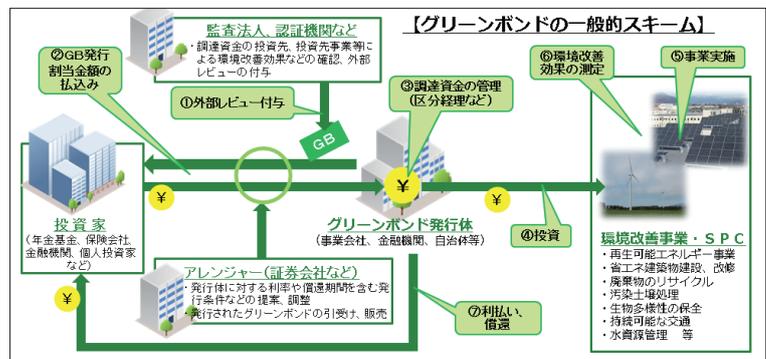
(グリーンボンドの普及・促進)

グリーンボンドとは、企業、金融機関、自治体等が、グリーンプロジェクト(再生可能エネルギー事業、省エネ建築物の建設・改修事業、環境汚染の防止・管理事業等)に要する資金を調達するために発行する債券のことをいう。国際的に共通した枠組みはないが、欧米の4つの銀行が策定した「グリーンボンド原則」(GBP)によると、通常の債券発行手続に加え、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③発行後のレポートにより透明性が確保されること、が必要とされている。パリ協定や、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)に関する情報を考慮した、いわゆる「ESG投資」の世界的普及等を背景に、諸外国では発行額が急増し(31億ドル(2012年)→810億ドル(16年))、特に16年は中国での発行額が激増し、その全世界の発行額に占めるシェアは3割程度となった。

日本においてもグリーンボンドの発行・投資事例が始めてきていることから、より一層の普及を促すべく、本年3月、「グリーンボンドガイドライン2017年版」を公表した。これは、GBPとの整合性に配慮しつつ日本の特性に即し

た解釈を示した実務家向けのガイドラインであり、具体的対応のモデルケースも紹介している。こうした取組も踏まえながら、引き続き、グリーンボンドの環境改善効果に関する信頼性の確保と発行体の負担軽減の両立等を後押しすることで、グリーンボンドの普及促進を図っていく方針である。

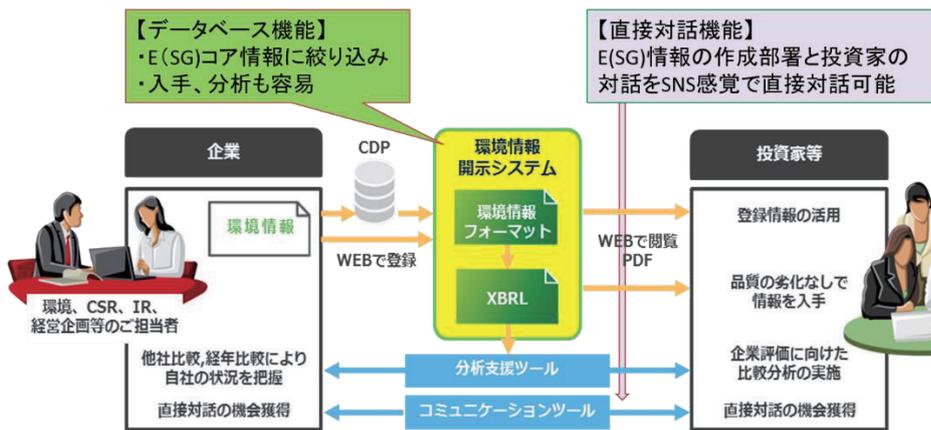
## グリーンボンドの概要



## (地域低炭素投資促進ファンド事業)

・本事業は、地域における低炭素化プロジェクトに対し、国が民間資金の呼び水となるリスクマネーを供給することにより、民間の投資を促進し、低炭素化と地域活性化の同時実現を図ることを目的としている。平成25年度に創設されて以降平成28年度までに、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構に設置した基金を原資とする投資ファンド(グリーンファンド)から、27件の出資を決定し、合計110億円のコミットメント額(出資枠)を設定した。これを呼び水として7倍程度の民間資金等(総事業費約900億円)が集まる見込みである。本事業を通じ、民間だけでは十分に進んでいない再生可能エネルギー事業(風力、中小水力、バイオマス、地熱・温泉熱)に関する課題の発見や克服に向けた取組等を支援することにより、低炭素化プロジェクトのさらなる普及を目指している。なお、平成29年度より事業の対象が見直され、「FITの対象となる太陽光発電」及び「サブファンド方式」については新規の出資決定を行わないこととした。

次に、「企業行動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を評価・支援することで、そのような取組を促す投融資」を拡大すべく取り組んでいる施策としては、以下の4つが



挙げられる。

(ESG投資普及啓発事業)

日本では、近年、ESG投資の取組が活発化してきている一方、関係者からは「(ESG投資を)どう理解すればよいのか」との声も根強く聞かれる。そうした動向を踏まえ、2015年10月、「持続可能性を巡る課題を考慮した投資に関する検討会(ESG検討会)」を立ち上げ、ESG投資に関する基礎的な理解の向上に資することを旨とした解説書「ESG投資に関する基礎的な考え方」を、特に「E」の観点から踏まえたかたちで作成し、17年1月に公表した。また、この成果を踏まえ、今夏、新たに「環境情報と企業価値に関する検討会」を立ち上げ、「E」に関する投資家の実務・実践面の実力向上支援に向けた取組を行うこととしている。具体的には、環境・金融・情報開示等諸分野の有識者・専門家とともに、環境情報と企業価値の関連付け等を実務目線で紐解き、整理していく予定である。

(環境情報開示基盤整備事業)

ESG情報は、貸借対照表や損益計算書といった財務情報と比べ、分量の多さ、情報アクセス・入手・比較分析、企業価値への関連付けのノウハウ等、量的にも質的にも投資実務上複数の課題がある。このため、2013年度から、環境情報を中心とするESG情報のアクセスの容易化や、企業間の比較分析を可能とするデータベース機能の開発作業等に着手し、その後、企業と投資家が直接対話を行える機能の追加等を行い、技術面では15年度までに一応の完成を見た。

アベノミクスの第三の矢である成長戦略「未来投資戦略2017—Society 5.0の実現に向けた改革—」において、「企業と投資家の対話の場となる「環境情報開示基盤」の実証を行う。」との一文が反映されたことも踏まえ、今後、一定の実証運用期間を経て本格運用へつなげていけるよう、運用ルール面の整備検討等を進める予定である。なお、本プラットフォームへの参加者数(企業、投資家等を含む総数)は、この間、77先(13年度)から400先超(16年度)と増加傾向を辿っている。

(環境金融の拡大に向けた利子補給事業)

直接金融市場(グリーンボンド、ESG投資)に加え、間接金融市場(銀行融資)においても環境金融の普及・啓発に取り組んでいる。具体的には、①金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて低利融資を行う「環境配慮型融資」(2004年に(株)日本政策投資銀行が運用を開始した「環境格付融資」と同形態のスキーム)、②金融機関が事業者に対し地球温暖化対策のためのプロジェクトに伴う環境影響の調査等を求め、その内容をレビューするとともに、環境配慮の取組状況をフォローアップする融資である「環境リスク調査融資」、をそれぞれ拡大する狙いから利子補給事業を実施している。

(エコリース促進事業)

さらに、低炭素機器の普及に向けた取組も行っている。具体的には、中小企業等が負担する費用を軽減すべく、多額の初期投資を要する低炭素機器を導入する際、頭金が不要となるリースという金融手法を活用し、リース総額の2~5%を指定リース事業者へ補助することで、中小企業等が支払うリース料の低減を図っている。

このほか、国内唯一の業態を超えた環境金融のフレームワークである「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」との緊密な連携・協力のもと、環境金融の拡大に向けた情報発信を積極的に行っている。2017年3月に開催した本原則第6回定時総会後の意見交換会では、「地方創生と金融機関」、「長期的な企業価値に結びつく目的を持った対話」とのテーマのもと、多数の関係者とともに建設的かつ自由闊達な議論が行われ、手応えのある反響を得ることができた。

このように、環境省では、金融のグリーン化を推進すべく複数の施策に鋭意取り組んでいる。パリ協定やFSB-TCFDの取組等から読み取れる「環境と金融」の関係深化の方向性は、長い目で見た人類社会が存続していくための時代の要請といっても過言ではない。かかる要請に環境省としてしっかり応えていけるよう、国内外の幅広い関係者とともに環境金融の普及・啓発に向けた不断の努力と取組を重ねてまいりたい。